

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税:義(国税8) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動運動) 所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和8年度末までとする。 《関係条項》 ・離島振興法第4条、第19条 (所得税)租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第24項 租税特別措置法施行規則第5条の13第8項及び第9項 (法人税)租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第25項 租税特別措置法施行規則第20条の16第8項及び第9項
5	担当部局		国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成6年度 創設(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長

			平成 19 年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額となっており、また社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が進展するなど、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5(3) (令和6年6月 21 日閣議決定) (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 ② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標: X 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標: 39 離島等の振興を図る 業績目標: 108 離島地域の総人口	

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《政策体系における政策目的に係る目標》 ○離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度:333千人 → 令和8年度:目標値 303千人→令和14年度:目標値 263千人 平成25年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口傾向を加味して算出した令和14年度末(現在の離島振興法の法期限)の当該地域の人口推計値は263千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○離島振興対策実施地域における事業者の事業継続又は拡大を図る。 本特例措置の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度:858件 → 令和8年度目標値:780件以上 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率(-9.1%)を上回ることを目標とする。 ※ 離島振興法においては「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進」を目的としていることから、これまで本特例措置の目標を「離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善」としてきたところ、昨年度半島税制について実施された「租特の効果検証に係る調査事業」において、同税制が「設備投資額」や「資本装備率(＝有形固定資産／労働力)」の向上に対して効果がある可能性が示唆されており、設備投資の増加により「事業の継続・拡大」に寄与するとともに、「雇用の創出」に繋がり、最終的な施策のインパクトとして、人口流出の抑制が期待されるというロジックモデルが提示された。 半島税制と同様のスキームである離島税制においても、設備投資等に対して同様の効果があると考えられることから、本特例措置の活用により離島地域での投資が促進され、離島における事業の継続・拡大に寄与するという効果を客観的に計測できる指標として、「事業所数」を新たな効果指標として設定した。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島の基幹産業であり離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資の活発化により事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。														
10	有効性等	① 適用数	○適用件数 (単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>32</td><td>31</td><td>27</td><td>16</td><td>14</td><td>10</td></tr></table> (注)1 R3～R5年度は、関係都道府県への調査での確認書をもとに件数を算出。 2 R6～R8年度の適用数は、R元～5年度の適用数の実績値を	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	適用件数	32	31	27	16	14	10
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)											
適用件数	32	31	27	16	14	10											

		元に試算した見込値となる。 ※算定根拠については別紙参照。 ※法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。																												
②	適用額	○適用額 (単位:百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>57</td><td>46</td><td>38</td><td>14</td><td>12</td><td>13</td></tr></table> (注)1 R3～R5年度は、関係都道県へ行った調査での確認書に記載されている取得価額をもとに算出。 適用額は本確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額 普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額 2 R6～8年度の適用額はR元～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込み値となる。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	適用額	57	46	38	14	12	13														
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)																								
適用額	57	46	38	14	12	13																								
③	減収額	○減収額 (単位:百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>13</td><td>11</td><td>9</td><td>2.8</td><td>2.6</td><td>2.6</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.9</td><td>0.8</td><td>0.6</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> (注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額 普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額 割増償却額 × 税率(各年度の数値) = 減収額 2 計算式は以下のとおり。 適用額 × 法人税率(23.2%) ※算定根拠については別紙参照。 ※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6	法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2	法人事業税	9	7	6	2	2	2
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)																								
法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6																								
法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2																								
法人事業税	9	7	6	2	2	2																								

		置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 減収額×1.0%(法人県民税率)＝法人県民税減収額 減収額×6.0%(法人市町村税率)＝法人市町村民税減収額 普通償却額×7.0%(都道府県の法人税率)＝法人事業税 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人減収額×県民税率（1.0%） 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率(6.0%) 【法人事業税】 減収額＝普通償却額×法人事業税率（7.0%） ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。																				
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 (離島振興対策実施地域の人口) (単位:千人) <table><tr><td>年</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R8 (見込)</td><td>R14 (見込)</td></tr><tr><td>人口</td><td>340</td><td>333</td><td>325</td><td>303</td><td>263</td></tr></table> (注) 1 R3～R5年は住民基本台帳に基づく住民登録人口。 2 R6～R14年の算定根拠:H25年～R4年の離島振興対策実施地域の人口減少率は0.98%。R4年の人口333千人に、離島地域の人口減少率及びR5～R14年の全国人口減少率0.98%を乗じて算出。 (離島振興対策実施地域における事業所数) <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>R3</td><td>R8(見込)</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>3085</td><td>2847</td><td>2627</td></tr></table> (注) H28及びR3は「経済センサス-活動調査」より、本特例措置の適用対象であった離島振興対策実施地域の事業所数を抜粋したもの(R4まで本特例措置の適用対象であった過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域事業所数を含めた数値)。R8はH28からR3の増減率(-7.7%)にR3の数値を乗じて算出。 ○達成目標の実現状況 令和5年度の総人口は325千人であり、現時点では目標値である令和6年度321千人を上回っているが、令和3～5年度の人口減少率は過去10年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和6年度の目標値を達成できない可能性が高い。この人口減少の加速は、コロナ禍前の社会減の逓増傾向に戻りつつあることが原因と考えられる。令和14年度末の人口を263千人以上とする目標の達成に向け、社会減の一層の抑止が必要であり、就業機会の確保	年	R3	R4	R5	R8 (見込)	R14 (見込)	人口	340	333	325	303	263	年度	H28	R3	R8(見込)	事業所数	3085	2847	2627
年	R3	R4	R5	R8 (見込)	R14 (見込)																	
人口	340	333	325	303	263																	
年度	H28	R3	R8(見込)																			
事業所数	3085	2847	2627																			

			に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置は事業者による設備投資を促進することで離島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、離島地域の事業所数の維持・増加に対して効果が見込まれる。 また、事業所数の維持・増加により新規雇用者の増加及び雇用維持効果が見込まれる。結果として、離島における社会減の抑制につながり、離島地域の総人口の減少抑制に寄与が見込まれる。 実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これは本特例措置がなければ実現しなかった事業拡大である。本特例措置により離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを都道府県を通じて実施したアンケート調査等によって確認できた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	離島振興施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 定住促進のために離島における雇用の場を確保するためには、事業者の事業活動の維持・拡大を図り、事業所数を維持・増加させることが必要であり、民間事業者の事業活動の維持・拡大に必要な設備投資を直接に促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の離島振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じる必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等による支援を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、事業活動のための素地を整備するものである。これら他の支援措置では民間事業者の事業拡大に対する支援は実施しておらず、民間事業者の資金繰りに係る負担を直接的に軽減することで設備投資を促進し、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。 また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島地域の産業を振興し雇用の創出を図ることにより人口の社会減を抑制するため、特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、離島の地域特性を踏

			まえた必要最小限の特例措置である。 なお、本特例措置の対象地域の一部が重複していた過疎法に基づく同様の特例措置について、令和5年度税制改正において本特例措置の対象から過疎税制適用地域を除外することにより、重複を解消したところである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 国交 12）

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R3	R4	R5
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	6	4	0
	適用額（百万円）	3	3	0
規	減収額（百万円）	1	1	0
継	適用件数（件）	26	27	27
	適用額（百万円）	54	43	38
続	減収額（百万円）	12	10	9
計	適用件数（件）	32	31	27
	適用額（百万円）	57	46	38
	減収額（百万円）	13	11	9

※「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の確認書に基づき算出した。
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R6	R7	R8
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	2	2	2
	適用額（百万円）	4	4	4
規	減収額（百万円）	0.8	0.6	0.6
継	適用件数（件）	14	12	8
	適用額（百万円）	10	8	9
続	減収額（百万円）	2	2	2
計	適用件数（件）	16	14	10
	適用額（百万円）	14	12	13
	減収額（百万円）	2.8	2.6	2.6

※令和6年度の「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和7、8年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和6年度見込み（令和5年度までの関係都道府県調査結果から算出）

＜適用件数＞適用見込件数 16件（R6年度適用見込件数＝新規①＋継続②）

（算出根拠） 【新規適用件数】2件（①）

①令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均件数：9件/5年≒2件

【継続適用件数】14件（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

＜適用額＞適用見込額 15百万円（R4年度適用見込額＝新規①＋継続②） 見込件数で上がった数値をもとに算出

（算出根拠） 【新規適用見込額】4百万円（①）

①「（業種・設備投資別）令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均取得額」＊「耐用年数ごとの償却率」＊「設備投資別の割増償却率」＊「件数」＝適用額

業種	設備投資 種別	平均取得額 （百万円）	償却率	割増償却率	適用額 （百万円）	件数	適用額合計 （百万円）
製造	建物・付属設備	100	0.033	0.48	1.6	0.4	0.7
製造	構築物	75	0.033	0.48	1.2	0.7	0.8
製造	機械・装置	26	0.2	0.32	1.7	0.2	0.4
旅館	建物・付属設備	157	0.033	0.48	2.5	0.2	0.6
旅館	構築物	27	0.033	0.48	0.4	0.2	0.1
旅館	機械・装置	91	0.2	0.32	5.8	0.2	1.3
合計		—	—	—	—	—	4

【継続適用見込額】10百万円（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

＜計＞

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

・令和7、8年度見込み

【新規】

＜適用件数＞令和6年度の見込件数並みとした。

＜適用額＞令和6年度の適用見込額並みとした。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【継続】

＜適用件数＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

＜適用額＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。